議第83号

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例の制定につい 7

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年5月14日提出

京都市長門川大作

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例 京都市区役所出張所設置条例の一部を次のように改正する。

左京区役所岩倉出張所の項中「岩倉西河原町」の右に「、岩倉中河原町、 岩倉南河原町 | を、「岩倉木野町 | の右に「、岩倉南木野町 | を、「岩倉南三 宅町 | の右に「、岩倉北四ノ坪町 | を、「岩倉南四ノ坪町 | の右に「、岩倉 北桑原町」を,「岩倉西宮田町」の右に「, 岩倉北平岡町」を,「岩倉南池田 町 | の右に「、岩倉三笠町 | を加える。

附則

この条例は、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事 業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施 行する。

提案理由

土地区画整理事業の施行に伴う町の設置に伴い、規定を整備する必要があ るので提案する。